



保護者の皆様

保存版

令和7年5月14日

京都市立第四錦林小学校
校長 森田 千佳

特別警報が発令されたら！

台風等（特別警報）に対する非常措置についてのお知らせ

京都市において**特別警報**が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。

記

1. 『特別警報』が登校前に発令された場合

*その日を臨時休業とします。登校を見合わせ自宅待機させてください。

2. 『特別警報』が解除された場合

*深夜0時までに解除された場合 → 翌日は、13時30分頃（掃除時間中までに登校）
(給食は中止)
(集合時刻についてはPTA地域委員さんより「すぐーる」等で連絡があります)

*深夜0時現在、特別警報発令中の場合 → 臨時休業

「特別警報」が解除されても、臨時休業と決めたその日は、原則として臨時休業とします。

3. 『特別警報』が在校中に発令された場合

*直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

*帰宅に関しては、保護者への引き渡しの措置をとります。詳細は、「すぐーる」等でお知らせいたします。

*「特別警報」が解除された場合は、原則上記『2. 「特別警報」が解除された場合』と同様ですが、補足を含め「すぐーる」等でお知らせします。

※以上のことをお子たちにもお話しください。

※このお知らせはホームページでも掲載させていただいている。

※警報の発令、解除については、テレビ、インターネット等でご確認ください。